

2016年11月通常会議 意見書案に対する討論

2016年12月21日

林 まり

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案第 27 号](#) 安定した社会保障基盤と活力ある地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

[意見書案第 29 号](#) 米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策 の確立を求める意見書

以上の意見書案 2 件に対する反対討論、

並びに

[意見書案第 32 号](#) 長時間労働の法的規制を行い、人間らしく働ける雇用ルール の確立を求める意見書

[意見書案第 33 号](#) 自衛隊の南スーダン撤退を求める意見書

についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、意見書案第 27 号 安定した社会保障基盤と活力ある地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書についてです。

地方自治体が「住民福祉の増進をはかる」という本来の役割を果たすためには、地方税や地方交付税など必要な財源が保障されなければなりません。ところが、長きにわたって地方の財源不足が続いています。これは、自民党政治の失政が大きな要因であることを指摘しなければなりません。

ひとつは、バブル経済崩壊後、政府が景気対策と称して地方自治体に単独の公共事業を増やすよう主導・誘導したことです。もうひとつは、消費税の 5%への増税が、景気を冷え込ませ、地方財政にも大きな打撃となったことです。

また、国から地方への税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交付税の削減によって、地方自治体の財政危機は一層深刻となりました。

さらに 5%から 8%への消費税増税が景気悪化と格差拡大を招き、地方財政をも悪化させた事実を直視するなら、増税は延期でなく、きっぱり断念すべきであり、消費税増税を前提とする本意見書案には賛成できません。

今年度から地方交付税制度に導入した「トップランナー方式」も大きな問題です。地方創生推進交付金についても自治体からの申請を選別し、政府が先導的であると認定する事業に優先交付するものであり、政府の政策パッケージ通りに、誘導しようとするものに他なりません。

日本共産党は、大企業や富裕層に対する優遇税制を是正し、能力に応じて負担する公平・公正な税制への改革で国・地方の財源を確保すること、地方自治体が「住民福祉の増進」という本来の役割を果たせるよう、地方交付税を拡充することを強く求めています。

以上のことから本意見書案に、反対するものです。

次に、意見書案第 29 号 米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求める意見書です。

2004年からスタートした、国の「コメ政策改革」は、米の需給と価格を市場任せにし、国の責任を放棄したものであり、生産調整を農家と農業団体に押しつけ、米づくりのあるべき姿として、売れる米づくり、安い米づくりを進め、米価の暴落を引き起こしてきました。

自民・公明・維新の各党により、TPP（環太平洋連携協定）承認案と関連国内法案が強行可決されましたが、現在のミニマムアクセス米に加え、TPPでは新たに7.84万トンの輸入枠が設定されています。日本共産党国会議員団が論戦で明らかにしたように、アメリカの日本へのコメ輸出が世界第2位になっていることなど、すでにアメリカの”良いお客さま”になっている実態があります。

米の過剰は農家の責任ではありません。日本の水田農業の発展に必要なことは、国が責任を持って米輸入の削減・廃止を行うことであり、再生産を支える米価を保障することです。

国の産業政策に農業を基幹的な生産部門として位置づけ、食料自給率向上を政策の重要な柱にすえ、備蓄対策も含め、生産と供給の安定に国が責任を持つことが不可欠です。その上で、生産コストが賄える価格支持、農家の無償労働になっている国土・環境維持の費用の補償や抜本的な後継者対策などが必要と考えます。

本意見書案は、農業破壊を進める政府の「コメ政策改革」の推進を前提としたものであり、反対とします。

次に、意見書案第32号 長時間労働の法的規制を行い、人間らしく働ける雇用ルール の確立を求める意見書です。

大手広告代理店電通の女性社員の自殺が、長時間労働が原因の労災と認定されたことをきっかけに、日本の労働者の働き方が社会問題化しました。

厚生省が2001年11月にまとめた「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」は、その日の疲労がその日の睡眠で回復できる状態を維持するには、残業時間は「月45時間」までとしています。しかし、過労死ラインを超えて働く労働者は減少するどころか、サービス残業の横行で、実際の労働時間が分からなくされ、長時間労働は深刻化しています。労働者の命と健康を脅かす働き方をさせてきた企業、放置してきた政府の責任は重大です。

今こそ「8時間働けばふつうに暮らせる社会」に向けて、国を挙げての「働き方の改革」が必要と考えるもので、本意見書案に賛成し議員各位の賛同を求めます。

最後に、意見書案第33号 自衛隊の南スーダン撤退を求める意見書について、述べます。

自衛官の息子をもつ北海道千歳市の母親が、「自衛隊の南スーダン PKO（国連平和維持活動）への派遣は憲法違反」と、派遣差し止めと撤退などを求めて11月30日に、札幌地裁に提訴しました。

原告の母親は、南スーダンの PKO に北海道の部隊が派遣されると聞き、死なれることの方がつらいと、息子さんに絶縁状を書き、可愛い盛りのお孫さんとも別れ、『駆け付け警護』で隊員が犠牲になる。自分が産んだ子も、誰の子も死なせたくない」と震える手でマイクを握り、街頭に立ち、訴えてこられました。

訴状は、自衛隊の国連 PKO 派遣の違憲性について、一つ目に各国軍隊が派遣される国連 PKO は、本質的に軍事力行使であり、自衛隊もその一員として活動することは憲法9条1項が禁ずる「武力の行使」にあたること。二つ目に憲法9条の政府解釈に立っても自衛隊を海外に派遣することは自国防衛の範囲を超え、明らかに「専守防衛」に反し、9条2項の「戦力」不保持規定にも反することを指摘しています。

また、安保関連法で新たに加わった PKO での駆け付け警護や、宿营地などの共同防護任務についても、「武力（新任務）が行使されれば『交戦権』に発展する危険性は極めて高くなる」とし、憲法が禁じる「戦力不保持及び交戦権否定規定に反する」と断じています。

安倍政権が派遣部隊に新たに付与した「駆け付け警護」は 12 月 12 日から実施可能とされました。新任務付与で隊員が犠牲になる可能性が現実のものとなってきています。直ちに自衛隊を南スーダンから撤退させ、意見書案にある通り、紛争解決のための外交努力、非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化を行うべきです。

二度と戦争をしないと世界に誓った憲法 9 条を遵守する立場から、本意見書案への賛同を議員お一人お一人に呼びかけ、討論といたします。